

## 令和7年第5回蔵王町農業委員会総会議事録

第5回蔵王町農業委員会総会は、令和7年5月26日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部枝織	2番 平間拓也	4番 勅使瓦幸一
5番 我妻壮一	6番 村上利雄	7番 杉山由美子
8番 平間栄	9番 山家一彦	

計8名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三沢敏朗	3番 齋藤秀俊	4番 村上智彦
6番 伊藤政美	7番 平間昭男	8番 鈴木好和
9番 大谷啓一	10番 川村富士男	11番 佐藤勝浩
12番 佐藤雄一	13番 伊藤杜夫	

計 12 名

欠席農業委員は次のとおりである。

3番 相澤国弘

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

5番 大和憲男

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 山家信行  
書記 佐藤和博 齋藤真澄

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告事項2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（参与制限）
- 日程第6 第3号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第5回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。（午後1時30分）

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員8名、推進委員12名であります。3番相澤国弘委員及び5番大和憲男推進委員からは欠席の連絡がありました。
		定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和7年第5回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
		本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。
		蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、7番杉山由美子委員、8番平間栄委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2報告事項1「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質疑がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
議	長	日程第3報告事項2「使用貸借権の合意解約による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質疑がございませんので、日程第3報告事項2を終わります。
		ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてもよろしいでしょうか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。新規の権利取得案件は、1件あります。日程第4第1号議案「農地法第3条による許可申請について」申請番号10番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。議案書は4ページです。
		[申請人入場]
議	長	蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いしております。

		<p>それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。</p> <p>[申請人説明]</p>
議 長		<p>説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。質問ございませんか。</p>
4 番 委 員		<p>今度は会社にしたということですが、以前からこの地区でやっていますが、それを継続するという認識でよろしいですか。</p>
申 請 人		<p>はい。その通りです。個人から会社が変わるだけです。</p>
4 番 委 員		<p>農業委員会は、ご承知のとおり田だけではなく、畑も「どのような営農計画になっているか」を調査していますが、前年の12月の会議で賃貸借契約か農地利用集積計画書の中にある地区の田が3枚くらいあったと思いますが、それは放置してしまうのですか。</p>
申 請 人		<p>そちらの方は、個人として「さつまいも」を作っています。個人利用として「さつまいも」だけを耕作していきます。今回の「みやぎ蔵王苺農園(株)」はあくまでも「苺」だけを社長にやらせる予定でありましたので、「苺」に特化しています。法人は「さつまいもまでは手が回らないのではないか」ということで、「さつまいも」は個人で栽培するという計画です。</p>
4 番 委 員		<p>畑に関しては、きちんと栽培を含めて管理はしてもらえるということですか。</p>
申 請 人		<p>はい。そのとおりです。しっかりと「さつまいも」の方は作付けしていきたいと考えています。</p>
4 番 委 員		<p>利用権設定を受けながら、それを放置されるのは困るので、そういうことはどうなのかと思ったものですから質問しました。</p>
議 長		<p>他に質問はございませんか。</p>
1 番 委 員		<p>人件費について記載がありますが、安すぎると思います。どのような計算で算出したのか。</p>
申 請 人		<p>これについては、スタッフの人件費を記載したものであります。</p>
1 番 委 員		<p>そうすると2名いますが、2名でこの金額ですか。仮に一日、一万円としても一人分しか出ない計算になるのですが大丈夫なのでしょうか。</p>
申 請 人		<p>1名はパートで扶養者としてやっていきたいということで、その範囲内でということであります。</p>
1 番 委 員		<p>限度額の範囲内ということですか。分かりました。</p>
8 番 委 員		<p>社長1名を雇い、これが労働者になっていますが、実際、社員は何人で設立しているのでしょうか。</p>
申 請 人		<p>三人です。</p>
8 番 委 員		<p>営農計画書の(7)に記載してある「労働力」で「常時雇用」というのはちょっとおかしいのかなと思いました。そもそも何人で設立したのですか。</p>

申請人	三人です。
議長	私からよろしいでしょうか。社長との関りはどういうものなのでしょう か。というのは、本来であれば社長がこの場で説明して頂きたいのですが、 委任を受けてここで説明しており、それは理解しますが。
申請人	社長の方は、自分（説明者）も土地の取得もありましたので、「みやぎ 蔵王苺農園株」についても一緒に説明するのがいいと考えました。社長が 来て説明をさせればよかったですでしょうか。
議長	社長は社長としてきちんとやって頂けるのか。
申請人	はい。大丈夫です。やる気もあります。
議長	通いながら営農を行うということでしょうか。
申請人	はい。自分は仙台で既に9年通っています。
議長	分かりました。
議長	他に質問はございませんか。 [なしの声あり]
議長	質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。結果について は、後日、事務局から連絡いたします。申請人はご退出下さい。ありがと うございました。
議長	なお、採決につきましては、日程第4第1号議案の中で併せて行います。
議長	日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長	[事務局 長朗読により説明]
事務局 長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しな いため、許可要件を満たしていると思われま。判断基準等、詳細につい ては、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については、4名の 委員により現地調査済であります。
議長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [2番委員により現況報告]
議長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
8番委員	番号9番と10番の関係ですが、9番は売買になっており、価格はいく らでしょうか。また、10番は賃貸借でどのような契約内容なのか。それ と、10番の法人の住所か申請地の一つに入っていますが、この場所はハ ウスなのでしょうか。
2番委員	場所については、細かく地番ごとには見ていませんが、小さな事務所が あるようです。
事務局 長	[回答]※価格について 他に質問はございませんか。
3番推進委員	「営農計画書」の「農地取得に係る資金計画」に金額が記載されていま すが、申請番号10番の賃借料と金額が一致していませんのでいいのしょう

事務局長	か。「営農計画書」の「農地取得に係る資金計画」に記載してある金額は、申請番号10番の「貸借料」と理解していました。
議 長	「農地取得に係る資金計画」に記載してある金額については、「株式会社」ですので株式を発行していて、その株式の購入金額を記載したものであります。
5番委員	農地取得ではなく、会社を作るための資金を記載したということですね。
事務局長	「営農計画書」については、もう少し精査をして受理して下さい。
議 長	今後、このようなことのないようにきちんと精査をしたうえで受理するようにいたします。申し訳ありませんでした。
7番委員	他に質問はございませんか。
事務局長	申請番号11番の売買価格をお願いします。
議 長	[回答]
議 長	他に質問はございませんか。
議 長	質疑がございませんので採決いたします。日程第4第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 長	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	次の日程第5第2号議案は、議事参与の制限がございます。相澤国弘委員の退席を求めます。
議 長	(※相澤国弘委員：欠席)
事務局長	日程第5議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局長	[事務局長朗読により説明]
事務局長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。農地区分につきましては、議案書のとおりであります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。なお、現況等につきましては、4名の委員により現地調査済であります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議 長	[2番委員により現況報告]
7番委員	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
2番委員	一部に畑を使っている方がいると思いますが、支障はないのでしょうか。
7番委員	所有者かどうかは分かりませんが、現況は管理されていてその内情までは承知していない状況であります。
7番委員	畑への入り口が無くなるのではないかと心配しています。

事務局 長	支障のないようにしたいと思います。
議 長	全面積を駐車場にすることですか。
事務局	申請内容では全体を駐車場にする予定です。許可がでましたら直ぐに施工する予定になっています。
議 長	申請内容はどのようになっていますか。
事務局	[申請内容を朗読により説明]
議 長	他に質問はございませんか。
8 番 委 員	売買価格を教えてください。また、向かい側に水田がありますが土地改良区等との関係に問題はないのでしょうか。
事務局	[回答]
議 長	他に質問はございませんか。
8 番 委 員	土地改良区などの「しぼり」はないのでしょうか。
事務局	特に問題はありません。
議 長	他に質問はございませんか。
議 長	[なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 長	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。
議 長	日程第6第3号議案「非農地証明について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長	[事務局長朗読により説明]
事務局 長	(説明後に) なお、現況等につきましては、4名の委員により現地確認済であります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議 長	[2番委員により現況報告]
議 長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
4 番 委 員	確認ですが、番号8番について、台帳は畑で現況は宅地になっていますが、課税の状況はどうなっていたのでしょうか。
事務局 長	この案件に関しては、非農地となった時期までさかのぼりましたが、その時点から宅地並み課税ということでありました。
議 長	他に質問はございませんか。
議 長	[なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 長	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議	長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後2時38分)
---	---	---

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和7年5月27日

議長

山家 一彦

7番

杉山 由美子

8番

早間 栄

